

鳥獣保護管理プランナー

小金澤 正昭

宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター

対象鳥獣
二ホンザル

活動地域
栃木県

事業内容

平成28年度栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議 専門部会

事業の背景

栃木県の二ホンザル問題は、農林産物被害の増加と日光いろは坂での観光客の餌付けによる人的被害の増加が問題であった。これらの問題を解決する方策として、理想的には、1) ゾーニングによる保護管理の地域区分の継承、2) ゾーンごとの被害管理、3) 群れを単位とした個体数管理、そして4) 鳥獣管理士の活躍、が期待される。栃木県では二ホンザル保護管理計画の四期計画を策定予定であることから、平成27年度栃木県二ホンザル保護管理計画モニタリング結果及び現状と課題についてまた四期計画の策定について、専門的立場から助言する。

依頼を受けて実施した内容

昭和58年（1983年）に日光いろは坂で二ホンザルの生態調査を再開した。栃木県における二ホンザルの保護管理に関しては、一期計画（平成15年3月策定）を策定する以前の「日光・今市地域における二ホンザル保護管理計画（平成9年策定）」から関わり、以来、今日まで計画の策定に参画している。ゾーニングによる保護管理手法の地域区分は、管理地域を保護地域、中間地域、排除地域の3つに区分し、それぞれの地域ごとに被害対策を変えて、サルの保護を図ろうとするものである。平成9年の地域計画で初めて導入されたが、被害対策やモニタリング及び評価において役割分担が不明瞭であり、実効性の確保が課題となっていた。

これを解消すべく、一期計画が策定され、以来、基本的にゾーニングは計画の根幹となっている。それぞれの地域ごとの管理方法は、保護地域では、原則、捕獲は禁止とし、中間地域では加害群の群れサイズの縮小排除地域では群れの完全排除を行うとした。しかし、捕獲位置データを見ると、保護地域内で捕獲が行われており、捕獲に関してはゾーニングの区分が年々曖昧となっている。



いろは坂の明智平ドライブインに出没する餌付けされたニホンザル
2006年11月23日、長谷川美香撮影

また、三期計画（平成24年3月策定）では、平成20年8月の電波法の改正に伴い、被害を起こしている群れの識別や追跡に必要な電波発信機が使用できなくなったために、捕獲状況が把握できない問題が発生した。このことは、加害群の群れサイズが把握できなくなったために、群れの動向を考えた対策の実行が放棄され、単なる捕獲に変質したと言わざるを得ない。また、集落単位の早期警戒システムの導入や群れの追い上げなど、被害防除技術の導入の機会を失うなど、その影響は大きいと言わざるを得ない。日光いろは坂での人的被害は、群れサイズの縮小によって平成8・9年をピークに減少し、平成20年には被害はなくなったが、いろは坂周辺を行動圏とするA群では捕獲檻にスレた個体が残ったために、トラブルは発生している。